

1.3.5 チェックリスト

1.3.5.1 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

1.3.5.1.1 一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第11条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ¹	
階段 (政令第12条)	①踊場を除き、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか ④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ² ⑥主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く）	
傾斜路 (政令第13条)	①勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか ④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ³	
便所 (政令第14条、 R6告示 第1074号)	①階数 ⁴ に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか	

¹ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第一）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

² 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第二）

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

³ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第三）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

⁴ 以下のいずれかに該当する階を除く。（令和6年告示第1074号第二）

- ・ 地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

1.3.5.1.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
便所 (政令第14条、 R6告示 第1074号)	②便所設置階には、原則車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ1以上）、設けているか ⁵ また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか	
	(1) 不特定多数の者等の利用部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合 小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上 ※便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上	
	(2) 不特定多数の者等の利用部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合 当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下：2以上 当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超：利用部分の床面積を20,000㎡で除した数（端数は切り上げ）以上 ※当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上	
	③車椅子使用者用便房	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	④高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）を1以上、設けているか	
劇場等の客席 (政令第15条、 R6告示 第1073号)	①客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は当該座席の数の1/200（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設けているか	
	②車椅子使用者用部分	
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)奥行きは135cm以上であるか	
ホテル又は 旅館の客室 (政令第16条) (H18告示 第1495号 ・ R6告示 1074号)	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100（端数は切り上げ）以上設けているか	
	②車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	－
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
敷地内の 通路 (政令第17条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②段がある部分	－
	(1)手すりを設けているか	
	(2)路面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	

⁵ 以下のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1074号第五）

- ・ 地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、別の階に設ける場合
- ・ 男子用（女子用）の便所のみを設ける階で、男子用（女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

1.3.5.1.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (政令第17条)	③傾斜路	
	(1)勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	
	(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
駐車場 (政令第18条)	① 駐車施設の数が200以下の場合には駐車施設の数の2/100（端数は切り上げ）以上、200を超える場合は駐車施設の数の1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか ⁶	
	②車椅子使用者用駐車施設	—
	(1)幅は350cm以上であるか	
標識 (政令第20条、 省令第113号)	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
案内設備 (政令第21条、 H18告示 第1491号)	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	
	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか （配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

⁶ 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1072号第一・第二）

- ・ 機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- ・ 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること

1.3.5.1.2 移動等円滑化経路の基準

施設等	チェック項目	
経路 (政令第19条 第1項)	①次に定める経路のうちそれぞれ1以上((4)にあってはその全て)を、移動等円滑化経路としているか	－
	(1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路(車椅子使用者用経路)を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	
	(2)利用居室から車椅子使用者用便房までの経路	
	(3)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	
	(4)公共用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路	
階段 (政令第19条 第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第19条 第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第19条 第2項第三号)	①幅は120cm以上であるか ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第19条 第2項第四号)	①幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか	
	②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のものの場合は1/8以下)	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その乗降ロビー (政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠の奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	－
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ⁷	－
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	

⁷ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(平成18年告示第1494号)

1.3.5.1.2 移動等円滑化経路の基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第19条第2項第六号、H18告示第1492号）	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・ 籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・ 階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	—
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	—
敷地内の通路（政令第19条第2項第七号、政令第19条第3項）	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
	①幅は120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか	
	(2)勾配は、1/12分以下であるか（高さが16cm以下のもの場合は1/8以下）	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）	
	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか	—

1.3.5.1.3 視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路（政令第22条）	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ⁸	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ⁹ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

⁸ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第四）

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にあり当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②及び③に適合するものである場合

⁹ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第五）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

1.3.5.2 条例対象小規模特別特定建築物※の建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※地方公共団体が建築物移動等円滑化基準への適合義務を課す建築の規模を、条例で床面積の合計500㎡未満で定めた場合における、床面積の合計が500㎡未満の特別特定建築物（公衆便所を除く）

1.3.5.2.1 一般基準

施設等	チェック項目	
標識 (政令第20条、 H18省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	

1.3.5.2.2 移動等円滑化経路の基準

施設等	チェック項目	
経路 (政令第19条 第1項)	①次に定める経路のうち、(1)は1以上を、(2)は全てを移動等円滑化経路としているか	—
	(1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路（車椅子使用者用経路）を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	
	(2)公共用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路	
階段 (政令第19条 第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第19条 第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第19条 第2項第三号)	①政令第11条に適合しているか	
	②幅は90cm以上であるか	
	③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第19条 第2項第四号)	①政令第13条に適合しているか	
	②幅は、90cm以上であるか	
	③勾配は1/12以下であるか（ただし、高さが16cm以下のものの場合は1/8以下）	
	④高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その乗降口ビー (政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠の奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	⑤籠内及び乗降口ビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000㎡以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	—
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	

1.3.5.2.2 移動等円滑化経路の基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター及び その乗降ロビー （政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号）	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ¹⁰	－
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 （政令第19条 第2項第六号、 H18告示 第1492号）	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1) 平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
敷地内の通路 （政令第19条 第2項第七号、 政令第19条 第3項）	①政令第17条に適合しているか	
	②幅は90cm以上であるか	
	③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	－
	⑤傾斜路	－
	(1) 幅は、90cm以上であるか	
	(2) 勾配は、1/12分以下であるか（高さが16cm以下のものの場合は1/8以下）	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）	
	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	－

¹⁰ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。（告示第1494号）